

令和 8 年 9 月 1 日

備前市議会第 3 回定例会議案書

備 前 市

備前市議会第3回定例会付議事件

- 議案第77号 令和8年度備前市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第78号 令和8年度備前市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第79号 令和8年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 令和8年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 令和8年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第82号 令和8年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第83号 令和8年度備前市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第84号 公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 備前市隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例の制定について
- 議案第88号 令和7年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第89号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第90号 令和7年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第91号 令和7年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第92号 令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第93号 令和7年度備前市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第94号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第95号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第96号 令和7年度備前市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第97号 令和7年度備前市宅地造成分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第98号 令和7年度備前市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第99号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 令和7年度備前市水道事業会計決算の認定について
- 議案第101号 令和7年度備前市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第102号 令和7年度備前市病院事業会計決算の認定について
- 議案第103号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第104号 備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について
- 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 報告第10号 継続費精算報告書の報告について
- 報告第11号 令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第12号 専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

議案第77～83号

令和8年度備前市補正予算を定めることについて

下記の補正予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

- 議案第77号 令和8年度備前市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第78号 令和8年度備前市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第79号 令和8年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 令和8年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 令和8年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第82号 令和8年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第83号 令和8年度備前市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第84号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例(平成17年備前市条例第41号)の一部を次
のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 公益財団法人備前市文化芸術振興財団

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第84号参考資料

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1) (略) (2) <u>公益財団法人備前市文化芸術振興財団</u> (3)～(5) (略) 2・3 (略)	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1) (略) (2) <u>一般財団法人備前市文化芸術振興財団</u> (3)～(5) (略) 2・3 (略)

議案第85号

備前市隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市隣保館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市隣保館設置条例の一部を改正する条例

備前市隣保館設置条例(平成17年備前市条例第145号)の一部を次のように改正する。

別表調理室の項を次のように改める。

調理室	220円	330円	330円	100円
-----	------	------	------	------

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第85号参考資料
備前市隣保館設置条例新旧対照表

改 正 案		現 行			
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)			
	基本使用料	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	1時間当たり冷
		時			暖房使用料
大会議室	440円	550円	550円	550円	300円
和室	220円	330円	330円	330円	100円
小会議室	220円	330円	330円	330円	100円
調理室	220円	330円	330円	330円	100円
備考		備考			
1 2以上の室を併用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。		1 2以上の室を併用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。			
2 使用時間区分を超え連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。		2 使用時間区分を超え連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。			

議案第86号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

備前市国民健康保険条例(平成17年備前市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「附則第1条の2」を「第2条第4項」に改める。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とし、第12条を第9条とし、第13条を削り、第14条を第10条とし、第15条から第18条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号参考資料
備前市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(国民健康保険運営協議会委員の定数) 第2条 (略) 2 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第2条第4項の規定により協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えたとき の当該委員の定数は、1人とする。	(国民健康保険運営協議会委員の定数) 第2条 (略) 2 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)附則第1条の2の規定により協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えたとき の当該委員の定数は、1人とする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(令和2年1月1日から規則で定める日までの間に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する

月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとす。.)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。.)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときに対しては、これを受けることができ期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けがことができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けがことができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金

	の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。	
(保健事業) 第8条 (略) (国民健康保険税) 第9条 (略)	(保健事業) 第11条 (略) (国民健康保険税) 第12条 (略) (財産管理の方法)
第10条 (略) 第11条 (略) 第12条 (略) 第13条 (略)	第13条 国民健康保険特別会計に属する財産は、次の各号に定めるところによって管理するものとする。 (1) 有価証券 銀行に保護預りとする。 (2) 現金 預入先に関しては市一般会計に準ずる。 (3) その他財産 条例及び規則の定めによる。 (過料) 第14条 (略) 第15条 (略) 第16条 (略) 第17条 (略)

(委任) <u>第14条</u> (略)	(委任) <u>第18条</u> (略)
-------------------------	-------------------------

議案第87号

備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例の制定について

備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が所有する定住促進用の土地(以下「定住促進用地」という。)の無償貸付け及び無償譲渡に関し、必要な事項を定め、市への定住を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 定住促進用地に自ら居住する目的で建築する住宅で、規則で定める要件を満たすものをいう。
- (2) 貸付け 譲渡等契約を締結した後、次号に規定する譲渡が行われるまでの間、無償で定住促進用地を貸し付けることをいう。
- (3) 譲渡 定住促進用地に住宅を建築した者に対し、無償で定住促進用地の所有権を移転することをいう。
- (4) 譲渡等契約 定住促進用地の貸付け及び譲渡に関する契約をいう。
- (5) 譲渡等契約者 市との間で譲渡等契約を締結した者をいう。

(定住促進用地の名称等)

第3条 定住促進用地の名称、位置及び区画数は、次のとおりとする。

名称	位置	区画数
鶴海定住促進団地	備前市鶴海2890番地21、2890番地22、 2890番地23、2890番地24、2890番地25、 2890番地26、2890番地27、2890番地28	8区画

2 前項の定住促進用地の区画所在地、地目及び面積は規則で定める。

(対象者の要件)

第4条 定住促進用地の貸付け及び譲渡を受けることができる者は、市に定住を希望し、住宅を建築しようとする者であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 市税及び延滞金の滞納をしていない者

(2) 住宅に居住を予定する全ての者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接に関与する者(以下「暴力団員等」という。)でない者

2 前項の規定にかかわらず、転売、不動産投資等の営利目的で住宅を建築しようとする者その他市長が不適当と認める者は対象としない。

(貸付け及び譲渡の申込み)

第5条 定住促進用地の貸付け及び譲渡を受けようとする者は、規則で定めるところにより申込書を市長に提出しなければならない。

(貸付け及び譲渡の候補者の選定)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、定住促進用地の貸付け及び譲渡の候補者(以下「譲渡等候補者」という。)を選定するものとする。

2 市長は、前項に規定する譲渡等候補者を選定したときは、その旨を譲渡等候補者に通知するものとする。

(譲渡等契約)

第7条 譲渡等候補者は、前条第2項の通知を受けたときは、遅滞なく、規則で定める契約書に印鑑証明書を添えて、市との間で譲渡等契約を締結しなければならない。

2 前項の規定による譲渡等契約が締結されない場合は、譲渡等候補者は、その資格を失い、補欠の者が選定されているときは、その者を譲渡等候補者とする。

3 前条第2項の規定は、前項の譲渡等候補者について準用する。

(貸付期間)

第8条 定住促進用地の貸付期間は、譲渡等契約の契約締結の日から1年以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(住宅の建築及び居住の義務)

第9条 譲渡等契約者は、譲渡等契約の契約締結の日の翌日から起算して3月以内に、住宅の建築請負契約を締結しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 住宅は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合し、かつ、周辺住民に迷惑を及ぼさないものでなければならない。
- 3 譲渡等契約者は、前条に規定する貸付期間内に住宅を完成させ、速やかに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による転入届又は転居届を行い、居住を開始しなければならない。

(譲渡の手続)

第10条 譲渡等契約者は、前条の規定に基づく義務を履行したときは、定住促進用地の譲渡を受けることができる。

- 2 定住促進用地の譲渡を受けようとする譲渡等契約者は、住宅の完成後遅滞なく、規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、定住促進用地の譲渡の可否を決定する。
- 4 市長は、前項に規定する譲渡を決定したときは、その旨を譲渡等契約者に通知するものとする。
- 5 譲渡等契約者は、前項の通知を受けたときは、速やかに定住促進用地の所有権移転登記を行うものとする。この場合において、当該登記手続に係る費用は、譲渡等契約者の負担とする。

(禁止事項)

第11条 譲渡等契約者は、定住促進用地の譲渡の日から10年間、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅から譲渡等契約者又は当該譲渡等契約者と同居している者全員(以下「譲渡等契約者等」という。)が転出又は転居をすること。
 - (2) 市長の承認を得ずに、住宅及び定住促進用地を第三者に譲渡し、売却し、又は貸し付けること。
 - (3) 市長の承認を得ずに、定住促進用地に住宅の取得に要する資金に充てるための借入金を借り入れる以外の目的で、第三者との間に地上権、貸借権、信託又は質権、抵当権その他の担保権を設定すること。
 - (4) 市長の承認を得ずに、定住促進用地を他の用途に使用すること。
 - (5) 市長の承認を得ずに、定住促進用地の形状を変更すること。
- 2 譲渡等契約者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 譲渡等契約者等が、社会通念上、第三者に迷惑を及ぼすと認められる行為をすること。
- (2) 譲渡等契約者等が、暴力団員等になること。

(譲渡等契約の解除)

第12条 市長は、譲渡等契約者が不正の手段により貸付け又は譲渡を受けたと認められるとき、又はこの条例、規則及び譲渡等契約に違反したと認められるときは、譲渡等契約を解除することができる。

2 譲渡等契約者は、前項の規定による譲渡等契約の解除により損害を受けても、市に対し、その賠償を請求できない。

(違約金)

第13条 譲渡等契約者は、前条第1項の規定により譲渡等契約が解除されたときは、違約金として規則で定める金額を市に支払わなければならない。

(定住促進用地の返還)

第14条 譲渡等契約者は、第12条第1項の規定により譲渡等契約が解除されたときは、譲渡等契約者の負担において、市長の指定する期日までに、定住促進用地を譲渡等契約の契約締結時の状態に回復して、市に返還しなければならない。ただし、市長が残置を認める場合は、その指定物に限り、残置することができる。

(実地調査等)

第15条 市長は、定住促進用地及び住宅について、必要があるときは、その利用状況について調査し、譲渡等契約者に対して資料の提出又は報告を求めることができる。この場合において、譲渡等契約者は、その調査等を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(適用除外)

第16条 この条例による貸付け及び譲渡については、備前市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成17年備前市条例第62号)の規定は適用しないものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第88～102号

令和7年度決算の認定について

下記の令和7年度の決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

- 議案第88号 令和7年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第89号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第90号 令和7年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第91号 令和7年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第92号 令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第93号 令和7年度備前市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第94号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第95号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第96号 令和7年度備前市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第97号 令和7年度備前市宅地造成分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第98号 令和7年度備前市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第99号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 令和7年度備前市水道事業会計決算の認定について
- 議案第101号 令和7年度備前市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第102号 令和7年度備前市病院事業会計決算の認定について

議案第103号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を下記のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月24日岡山県指令市第15号)の一部を次のように変更する。

第17条第1項第3号中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

議案第103号参考資料
岡山県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改 正 案	現 行
(広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てゐる。 (1) 関係市町村の負担金 (2) 国及び県の支出金 (3) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>の交付金 (4) 地方債 (5) その他 2 (略)	(広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てゐる。 (1) 関係市町村の負担金 (2) 国及び県の支出金 (3) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>の交付金 (4) 地方債 (5) その他 2 (略)

議案第104号

備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について

令和8年備前市議会第2回定例会において可決された備前市新図書館建設工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
契約金額	3,035,230,000円	3,045,317,000円

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第104号参考資料

備前市新図書館建設工事の請負契約に関する変更概要

番号	変更内容	変更数量
1	インフレスライド条項の適用	1式



議案第110号

備前市新図書館建設工事の請負契約締結について

このことについて、下記により請負契約を締結する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 備前市新図書館建設工事 |
| 2 工 事 場 所 | 備前市西片上地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 2,926,475,200円 |
| 5 工 期 | 着 手 本議案議決の日の翌日
完 成 令和8年3月31日 |
| 6 契約の相手方 | 岡山県真庭市上市瀬166番地
梶岡建設(株)・藤田建設(株)特定建設工事共同企業体
代表者 梶岡建設株式会社
代表取締役 梶岡 秀成
構成員 藤田建設株式会社
代表取締役 藤田 享広 |

令和6年9月4日提出

備前市長 吉 村 武 司



議案第73号

備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について

令和6年備前市議会第4回定例会において可決された備前市新図書館建設工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
契約金額	2,926,475,200円	3,020,501,000円
工 期	令和8年3月31日	令和8年6月30日

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行



議案第73号

備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について

令和7年備前市議会第3回定例会において可決された備前市新図書館建設工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
契約金額	3,020,501,000円	3,035,230,000円
工 期	令和8年6月30日	令和9年1月31日

令和8年6月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
備前市*****	有 吉 由 美 子	昭和*年*月*日生

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

諮問第2号参考資料

公 職 歴

履 歴 書

現 住 所 備前市*****
氏 名 有 吉 由 美 子
生 年 月 日 昭和*年*月*日生(*歳)

学 歴

そ の 他

職 歴

賞 罰

報告第10号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定に基づき、継続費精算報告書について、別紙のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左の財源内訳			支出 済額	左の財源内訳			年割額 と支出 済額 の 差	左の財源内訳					
					国県 支出金	特定財源			国県 支出金	特定財源			国県 支出金	特定財源				
						地方債	その他			地方債	その他			地方債	その他			
総務費	総務管 理費	旧アル ファビ ゼン減 衰改修 事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			5	725,600,000		556,300,000	140,000,000	29,300,000	164,900,000		23,600,000	140,000,000	1,300,000	△ 560,700,000	0	△ 532,700,000	0	△ 28,000,000
			6	1,482,900,000	500,000,000	50,000,000	930,200,000	2,700,000	1,082,756,600	258,050,000	609,500,000	188,848,600	26,358,000	△ 400,143,400	△ 241,950,000	559,500,000	△ 741,351,400	23,658,000
			7					0	951,107,000	386,700,000	1,300,000	556,451,400	6,655,600	951,107,000	386,700,000	1,300,000	556,451,400	6,655,600
			計	2,208,500,000	500,000,000	606,300,000	1,070,200,000	32,000,000	2,198,763,600	644,750,000	634,400,000	885,300,000	34,313,600	△ 9,736,400	144,750,000	28,100,000	△ 184,900,000	2,313,600
商工費	観光費	観光船 (北前 船)建 造工事	5	100,000,000			100,000,000	0			0	△ 100,000,000	0	0	△ 100,000,000	0	0	
			6					0				0	0	0	0	0	0	0
			7	150,000,000			150,000,000	0	247,731,000			247,731,000	0	97,731,000	0	0	97,731,000	0
			計	250,000,000	0	0	250,000,000	0	247,731,000	0	0	247,731,000	0	△ 2,269,000	0	0	△ 2,269,000	0
土木費	土木管 理費	緊急浚 渌推進 事業 (浚渌 土砂処 分場整 備)	5	70,000,000		70,000,000		0	10,000,000		10,000,000		0	△ 60,000,000	0	0	0	
			6	170,000,000		170,000,000		0	77,300,000		77,300,000		0	△ 92,700,000	0	△ 92,700,000	0	0
			7					0	99,700,000		99,700,000		0	99,700,000	0	99,700,000	0	0
			計	240,000,000	0	240,000,000	0	0	187,000,000	0	187,000,000	0	△ 53,000,000	0	△ 53,000,000	0	0	0
教育費	社会教 育費	備前焼 窯 ニュー シアム 整備事 業	5	930,000,000		883,500,000		46,500,000	105,088,000		99,800,000		5,288,000	△ 824,912,000	0	△ 783,700,000	0	△ 41,212,000
			6	1,435,000,000		1,264,400,000	104,000,000	66,600,000				0	△ 1,435,000,000	0	△ 1,264,400,000	△ 104,000,000	△ 66,600,000	
			7					0	2,120,854,559		2,014,700,000	64,842,559	41,312,000	2,120,854,559	0	2,014,700,000	64,842,559	41,312,000
			計	2,365,000,000	0	2,147,900,000	104,000,000	113,100,000	2,225,942,559	0	2,114,500,000	64,842,559	46,600,000	△ 139,057,441	0	△ 33,400,000	△ 39,157,441	△ 66,500,000

報告第11号

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

健全化判断比率 (単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.93) 「20.00」	— (17.93) 「30.00」	7.5 (25.0) 「35.0」	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額若しくは連結実質赤字額がない場合又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を丸括弧内に、財政再生基準をかぎ括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位 %)

特別会計等の名称	資金不足比率
備前市水道事業会計	— (20.0)
備前市下水道事業会計	— (20.0)
備前市病院事業会計	— (20.0)
備前市浄化槽整備事業特別会計	— (20.0)
備前市宅地造成分譲事業特別会計	— (20.0)
備前市企業用地造成事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を丸括弧内に記載しています。

報告第12号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

専決第1号 物損事故損害賠償額の決定及び和解
専決第2号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和8年6月29日

備前市長 長 崎 信 行

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 27,434	円 0	備前市***** *****	令和8年5月1日頃、吉永総合支所のプレハブ棟のトタ ン屋根の一部が剥がれ、相手方が所有管理するフエン スの一部を破損させたもの。

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和8年8月20日

備前市長 長 崎 信 行

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
2	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 297,000	円 0	備前市***** ***** 岡山市***** *****	令和8年6月4日頃、西片上地内において市が所有管理 する山林からの倒木により、相手方らが法定相続人と なっている*****の建物の屋根を損壊させたもの。

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図